

国際的な場におけるAIガバナンスに関する議論の近況

2023年4月5日
総務省 国際戦略局

G7群馬高崎デジタル・技術大臣会合の概要

名称

G7群馬高崎デジタル・技術大臣会合

英語 : G7 Digital and Tech Ministers' Meeting in Takasaki, Gunma

開催日程、場所

令和5年4月29日（土）、30日（日）

@群馬県高崎市

テーマ

政府内での検討を踏まえ、各国と調整の上、決定

※DFFT（信頼性のある自由なデータ流通）、オンラインの安全性、新興技術の活用に向けた社会基盤整備、ビヨンド5G/6Gを含むICTインフラ及び**人工知能に対する人間中心のアプローチの推進**などを想定。

参加国等

議長国（日本：デジ庁、総務省、経産省）、G7各国（仏、米、英、独、伊、加）
EU、招待国、国際機関

関連する取組

産業界等の参画によるマルチステークホルダー会議の開催に加え、我が国のICT技術などを各国にアピールし今後の国際展開・国際連携を促進するため展示等を行うとともに、地方創生に貢献するため各種イベント等を実施



会合会場：Gメッセ群馬

G7デジタル・技術大臣会合のアジェンダ全体像

I. 目指す姿

新型コロナウイルス感染症の拡大やロシアのウクライナ侵略により世界経済が受けた深刻な影響からの力強い回復をめざし、権威主義国の動向や世界経済の変調等、直面する危機へのG7の結束した対応を示すために、デジタル分野での取組を有志国が団結して推進する枠組みを構築。

2022年ドイツ・デジタル大臣会合では日本が継続、発展することが期待されている項目として、DFFT（Data Free Flow with Trust：信頼性のある自由なデータ流通）、オンライン安全性、Beyond 5G/6G等新興技術の促進、**人間中心のAI**が提示されているところ、「グローバルサウス」との連携も視野に、デジタル分野での取組を加速。

II. 個別項目案

- (1) 安全で強靱なネットワークインフラ構築
- (2) 自由でオープンなインターネットの維持・推進
- (3) 責任あるAI とAI ガバナンスの推進**
- (4) 社会全体のデジタル化
- (5) 「信頼性のある自由なデータ流通（DFFT）」の推進
- (6) デジタル競争（デジタル市場の規制政策）
- (7) 新興技術の活用に向けた社会基盤整備

欧州評議会(CoE) AIに関する委員会(CAI)における検討状況

名称

人工知能 (AI)に関する委員会

英語 : CAI : Committee on Artificial Intelligence

付託事項

人権、民主主義、法の支配に関する欧州評議会の基準に
依拠し、一般原則、イノベーション促進、非加盟国の参加を
重視しつつ、既存の法的枠組みを踏まえた（枠組）条約
の起草を行なう。

参加国等

メンバー国46カ国

オブザーバー国（日本、米、加、メキシコ、教皇庁） + イスラエル + EU

国際機関等（欧州評議会関連機関、国連、OECD、OSCE）

民間企業（GAFAM、IBM、Intel、BT、Orange、Deutsche Telekom）等

執行部

議長：Thomas SCHNEIDER大使（スイス環境交通エネルギー通信省コミュニケーション局副局長）

副議長：Gregor STROJIN（スロベニア最高裁判所長官付 上級アドバイザー）

その他、エストニア、イタリア、トルコ、ベルギー、イギリス、フィンランド、スペインが執行部メンバー



AI 条約案 ゼロドラフトの概要

【位置づけ】

- 議長が事務局の支援により、CAHAIの成果文書および各国の意見に基づき作成。
- AI、人権、民主主義および法の支配に関する（枠組み）条約の起草のベースとなることを目的に作成。
- 交渉のベースであり、委員会の議論の結果を反映したものではない。

※CAHAI：CAIの前身となる、AIに関するアドホック委員会

【基本的立場】

- **枠組条約：基本原則または達成目標を定めるプログラム型の規定**
⇒ 締約国に目標達成手段の裁量。
- AIに関する新たな権利を設定するものではなく、既存の人権をAIとの関係に際しても保護することを目指す。
- 多くの規定は既存の法令で保護された権利をAIに関しても確保することを要請するもの。
⇒ 新たな制度や立法の必要性は小さいと予測。
- 公的分野におけるAI使用に高い関心
- リスクベースアプローチを採用。

【ゼロドラフトの構成】

前文

第1章 一般規定

- 1条～4条 目的及び対象、定義、無差別の原則、適用範囲

第2章 公的機関によるAIシステムの使用

- 5条～7条 公的機関に関する義務、人権尊重に関する要件、民主的制度と法の支配の尊重に関する要件

第3章 商品、施設及びサービスの提供におけるAIシステムの使用

- 8条～11条 公的および私的主体に関する義務、個人の自由・人間の尊厳および自律性の保持、公的討論と包摂的民主主義プロセスへのアクセス、公衆衛生や環境の保全

第4章 AIシステム的设计、開発及び使用の基本原則

- 12条～18条 平等及び無差別の原則、プライバシー及び個人情報保護の原則、アカウントビリティ、責任と法的責任の原則、透明性と監督の原則、安全性の原則、安全なイノベーションの原則、公的協議及び追加措置

第5章 アカウンタビリティ及び救済を確保するための措置並びにセーフガード

- 19条～23条 救済の利用可能性を確保する措置、追加的な手続き上のセーフガード、制限、他の法律文書との関係、より広範な保護

第6章 リスクおよび悪影響の評価並びに緩和

- 24条～26条 リスク及び影響管理の枠組み、AI提供者および利用者の義務、訓練

第7章 フォローアップの仕組みと協力

- 27条～29条 締約国会議、国際協力、監督当局（または締約国による執行メカニズム）

第8章 最終規定

- 30条～38条 条約の効力、改正、紛争処理、署名および発効、加盟、地域的適用、留保、廃棄、通報